

平成27年度 教育委員会の事務の点検・評価報告書

(平成26年度事務事業対象)

I	事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは -----	P 1
2	指宿市教育委員会における事務事業評価制度 -----	P 1
3	評価対象事務事業について -----	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1	評価の観点 -----	P 5
2	観点別評価 -----	P 5
3	評価の結果 -----	P 5
III	外部評価委員の意見及び提言	
	【教育総務課】 -----	P 6
	① 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	
	【学校教育課】 -----	P 7
	② 子どものサポート体制整備事業	
	【市民スポーツ課】 -----	P 9
	③ 市民健幸づくり「チャレンジデー」の開催	
	参考資料	
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱 -----	P 10
	○ 指宿市教育委員会外部評価委員会委員名簿 -----	P 11

平成28年1月

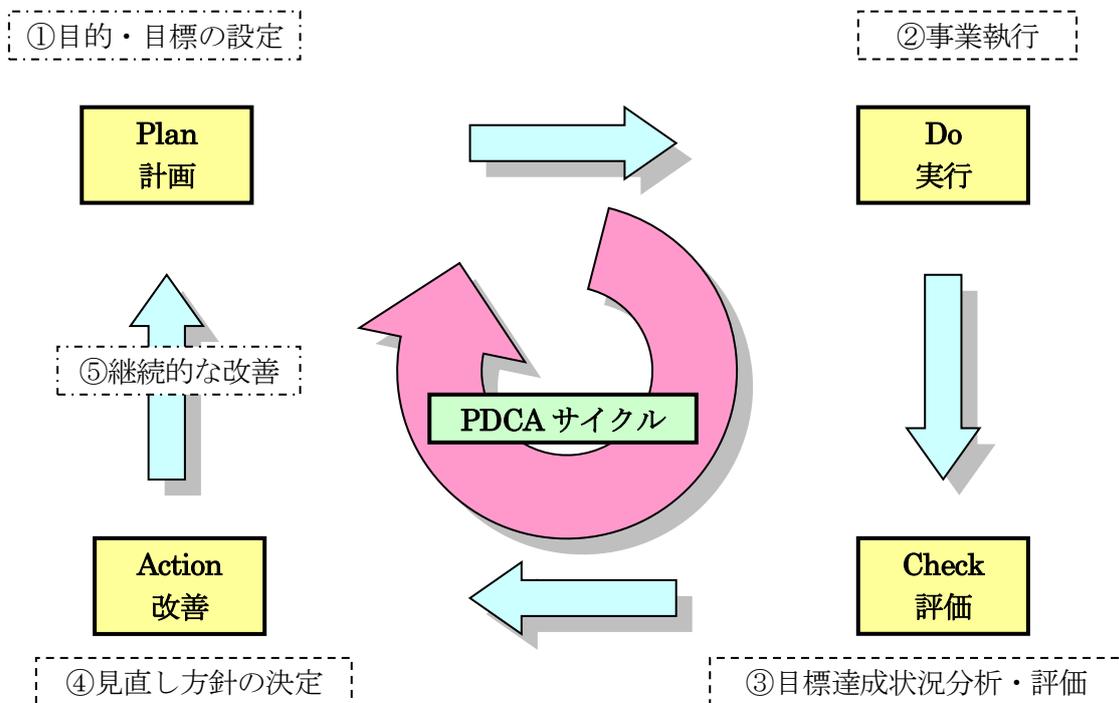
指宿市教育委員会

I 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

- ① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。
- ② 効率的で質の高い行政の実現
教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけでなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。
- ③ 成果重視の行政の実現
成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

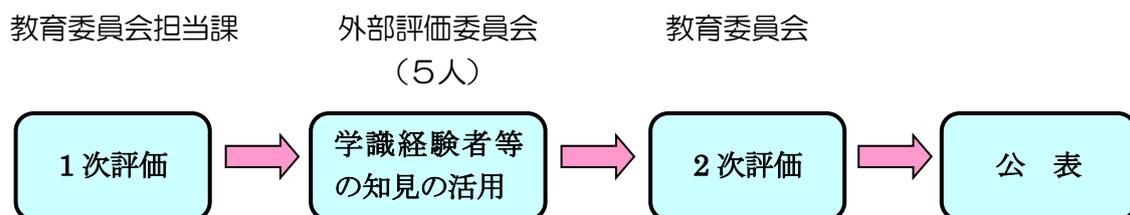
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール

- | | | |
|-------|-----|---|
| 平成27年 | 6月 | ・点検・評価の対象テーマの設定
・事務事業評価シートを作成 |
| | 7月 | ・1次評価の実施（教育委員会事務局） |
| | 8月 | ・第1回外部評価委員会（制度説明，事業説明）
・外部評価委員からの意見・提言 |
| | 9月 | ・評価委員の意見等への対応 |
| | 10月 | ・第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取） |
| | 12月 | ・教育委員への説明
・2次評価の実施（教育委員会） |
| 平成28年 | 1月 | ・議会へ報告書提出
・評価結果の公表（市ホームページ等） |

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none">・ 市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)・ 上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)・ 市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	<ul style="list-style-type: none">・ 投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)・ 効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)・ 活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有 効 性	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)・ 成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・ 目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	重点項目	施策	事業名
1	教育総務課	3 教育環境の整備	(1) 施設・設備の計画的整備	⑩ 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価
2	学校教育課	5 生徒指導の充実	(2) 不登校児童生徒等への支援	① 子どものサポート体制整備事業
4	市民スポーツ課	1 スポーツ活動の充実	(2) 各種大会等の充実	③ 市民健幸づくり「チャレンジデー」の開催

事務事業の点検・評価の内容及び結果

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ，公共性・公益性），効率性（費用対効果，コスト削減），有効性（貢献度，目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
①学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	妥当	妥当	妥当
②子どものサポート体制整備事業	妥当	妥当	妥当
③市民健幸づくり「チャレンジデー」の開催	妥当	妥当	妥当

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ，課題等）
①学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	<p>施設・設備の整備にあたっては，有利な交付金や起債等を活用し，効率的で有効性のある事業を計画的に推進する。</p> <p>また，学校再編等を視野に入れた整備を図る必要があることから，必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造体の耐震化は平成 22 年度から実施し，平成 27 年度で完了予定であり，計画的に実施してきている。 ・災害時に避難所となる体育館の非構造部材の耐震化を平成 27 年度から平成 30 年度まで年次的に実施する計画である。 ・老朽化した施設については，耐震化に併せて大規模改造を実施するなど，効率の良い施設整備に努めている。 ・洋式化率の低いトイレや校内 LAN などの設備についても，交付金事業での整備を図る。
②子どものサポート体制整備事業	<p>不登校の理由が多岐にわたると同時に学校の教職員による対応だけでは，難しい問題もある。SSW や教育相談員が学校，地域，関係機関と連携しながら対応に当たる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SSW を適応指導教室に配置。保護者からの相談については，中央公民館（本庁舎）の空き部屋を利用 ・相談・派遣依頼の連絡調整の窓口として適応指導教室指導員を活用 ・教育相談員を家庭訪問や適応指導教室への派遣が可能なスクールサポーターとして活用 ・本年度は，2～5 km → 150 円で換算した場合，173 回分の市内旅費があるが，予算の確保が必要 ・給食について，保護者からの要望があれば，学校，給食センターと協議しながら給食についても対応
③市民健幸づくり「チャレンジデー」の開催	<p>企業や団体への協力を図るほか，周知方法を見直し，市民参加を促す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する周知の徹底 ・企業や団体等に対する参加周知と取り組みやすい軽スポーツ等の紹介 ・スポーツ教室等の見直しや市民が参加しやすいイベント等の実施 ・各種団体や各地区公民館長等に対する開催内容と集計方法等に関する周知

平成27年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
施設・設備の計画的整備 (教育総務課)	学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価	<p>整備計画に基づき、計画的に当該事業の実施がなされており、安心して教育活動に専念できる環境を整備していただけることに感謝したい。</p>	—
		<p>児童・生徒及び教員等が、安全で安心して教育活動に専念できるように、構造体の耐震補強工事を最優先に年次的・計画的に進め、平成27年度までに完了されることは必要かつ妥当な取組である。今後は、東日本大震災での教訓を踏まえ、いつ災害は発生しないとも限らないことを念頭に、文科省の学校施設環境改善交付金や有利な起債等を効果的に活用して、非構造部材の耐震化を計画の平成30年度よりも可能な限り早い年度での実施完了を目指してもらいたい。</p>	<p>非構造部材の耐震化工事について、可能なものは工事の前倒しを検討するなど、できるだけ早い年度での実施を目指すとともに、文部科学省の交付金や有利な起債等を活用しながら、安全・安心な学校施設の整備に努めたいと考えている。</p>
		<p>児童・生徒の安全を考えると必要だと思いますが、全てを実施すると考えると、今後、統廃合があることを考慮する必要がある。</p>	<p>現在、「学校のあり方について考える会」において、今後の新しい学校づくりに向けた検討を行っており、検討結果を踏まえて、学校再編（統廃合）の方針を策定した場合は、学校再編を見据えて修繕等の施設改修を計画的に実施したいと考えている。なお、現時点では、児童生徒の安全を第一に考えての危険箇所の修繕工事や、防災機能の強化など、老朽化した施設の改修を実施したいと考えている。</p>
		<p>地域の避難場所になり、子ども達の安全を目的に耐震補強していく事業は進めていって欲しい。 しかし、多額の交付金や市の一般財源から費用が賄われており、適正な工事が行われているのかどうか、確認できる機能や体制があるのか知りたい。 今後、学校の統廃合に向けて工事は必要最小限にしていく努力はして欲しい。</p>	<p>耐震補強工事については、鹿児島大学工学部教授や県建築士協会理事、建築事務所代表者等で組織する「鹿児島県建築物耐震診断判定委員会」に設計図書等を判定してもらうとともに、設計会社による工事監理や建築課職員による工程会議（週1回）などにより随時確認を実施していることから、適正な工事が施工されているものと考えている。 また、学校再編に関する協議を進めているが、学校再編の具体的な方針が定まるまでは、児童生徒の安全を第一に考えつつ無駄のない施設整備に努めたいと考えている。</p>

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
不登校児童生徒等への支援 (学校教育課)	子どものサポート体制整備事業	<p>教育相談員やS S Wの存在は、学校教育現場において大変重要な役割を担っている。不登校の増加やいじめ問題等の課題が数多くある中で、心に悩みを持つ子どもたちに教職員だけで対応するには限界がある。専門的な知識を持ち、多くのキャリアを生かした指導助言は、学校や職員にとって解決策の指標となり効果も大きいものである。</p> <p>予算的な問題もあるが、今後は、配置人数や配置日数を増加するなど、各学校のニーズに対応できるよう検討していただきたい。</p> <p>また、当該事業の進捗率及び課題解決できた件数等、その効果が数値で示されることにより、容易に評価できると思われる。</p>	<p>S S Wを学校配置でなく、教育委員会(適応指導教室)に配置することで、市内すべての学校に、学校のニーズに合わせて対応できるようにしたい。個々の問題事象については、短期によるものから、長期にかかわりが必要なものもあり、対応状況のすべてについて数値化することは難しい面もあるが、相談件数や相談内容等については、事業の状況が分かるように数値化していきたい。</p> <p>学校のニーズは、高まっていると理解している。可能な限り、事業の拡大を進めていきたいと考えている。</p>
		<p>携帯等の普及に伴う社会の高度情報化や、子どもの置かれた家庭環境の状況、学校での友人関係など、様々な要因から不登校・不登校傾向生徒の出現率は、今後も予断を許さない状況がある。学校現場では、担任を中心に家庭訪問を行ったり、家庭と連絡をとったりとその解決に努力をしているが、できる対応や問題の解決には限界がある。そうした中で教育相談員やS S Wの果たす役割は大きく、不登校生が出現する可能性はどの学校でもあることから、子どもの教育を受ける権利の保障の観点からも、一層の予算の拡充と人的配置の充実を図ってもらいたい。</p>	<p>各学校、一人の相談員を配置できるように、相談員の確保を図って行きたいと考えている。</p> <p>適応指導教室の運営委員会等を利用して、関係機関の連携を進めて行きたいと考えている。</p> <p>また、適応指導教室にS S Wを配置することで、関係機関との連携がより推進されると考えている。</p>
		<p>最近の状況では、とても必要なことだと思います。予算があるのであれば、各学校1人の相談員(またはS C)の配置や相談室の設置が必要ではないかと思えます。</p> <p>子どもをとりまく人々(担任・S C・支援員・相談員・民生員など)の連携やケース会議の実施が必要であると思えます。</p>	<p>平成26年度の不登校児童生徒数は、小学校7人、中学校37人となっている。前年度と比較すると、小学校では、13人の減少、中学校では12人の増加である。児童生徒数100人当たりの出現率で表すと、小学校が県平均並み、中学校が県平均より高くなっている。不登校の主な理由としては、無気力、不安などの情緒的混乱、いじめを除く友人関係が多く、例年同じ傾向がみられる。</p> <p>中学校で、増加しているが、その要因としては、長期休業明けに不登校が増加していることから、家庭の教育力の低下による基本的な生活習慣の乱れや、学校生活への不適応などが考えられる。</p> <p>家庭以外の子どもの居場所については、学校が基本になるが、適応指導教室や地域と連携した居場所などすべての子どもに居場所がある指宿市を目指して取り組んでいきたい。</p>
		<p>努力は評価します。あいにく適齢の子女を持っていないので良くわからないが、不登校の実態とその原因を具体的事例でお示しくださいれば有難い。文部科学省は、増加傾向にある不登校の子どもへの支援拡充を決めたという記事を読んだ。スクールカウンセラー配置について費用の3分の1を補助するほか、フリースクールに通う子どもにも支援員による家庭訪問や経済的支援を始めたとのこと。子どもの貧困という言葉は我々の時代には無かったが、最近耳にする。ひとり親家庭が増えたのが原因とか。指宿市はどうなのでしょう。子どもの居場所の確保は必要だと思います。</p>	

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
		<p>子どもの通う中学校にも心の教室相談員が配置されています。不登校に至らずとも学校内でのトラブルから子・親ともに心を痛めるケースも数多く、今後、スクールソーシャルワーカー、心の相談員の増員が望ましいと思います。学校にソーシャルワーカーや相談員が配置されていないところは、地域の支所や保健センター等とも窓口の一つにさせていただけたらありがたく思います。</p>	<p>可能な限り、SSWや教育相談員を配置できることが望ましいが、各学校等で対応できないものについては、窓口を適応指導教室につくり、関係機関へのつながりも含めて対応していきたいと考えている。</p>

施策 (担当課)	事務事業名	意見・提言等の内容	対応等
各種大会等の充実 (市民スポーツ課)	市民健幸づくり 「チャレンジデー」の開催	<p>当該事業の趣旨や目的・ルール等が、市民に対してどの程度理解され周知できているかが今後の展開に大きく関わってくると予想される。従って、広報活動に重点を置くことも解決策のひとつであると思われる。健康づくり増進の観点から、例えば、本市の病気罹患率や医療費との相関関係を年次ごとに対比し、グラフ化するなど視覚的に訴えることも必要であろう。また、本市を含めた参加自治体の情報や、過去の対戦成績・参加率の伸び率も分かりやすい資料となると思われる。</p> <p>また、参加報告の手段や方法についても、今後に向け検討して工夫改善していくべきである。</p>	<p>イベント内容の周知については、様々な広報活動を行い、広く市民に理解していただけるよう更に努力する。</p> <p>また、参加報告の手段や方法についても、担当課や担当者会等において検討し、工夫改善を行っていききたい。</p>
		<p>「健幸の街いぶすき」にふさわしい取組であり、今後も事業の継続・推進を図ってほしい。参加者の増加と、参加報告の簡易さの観点から、インターネットでの参加報告の入力方法も検討してみたいかであろう。また、今後の参加者の動機づけ・励みとして、指定した場所でのスタンプ押印による年次継続取組証明書の発行や、報告者の中から抽選で市の体育施設無料券の発行等、あまり経費をかけないですむ楽しみも考えてはどうだろうか。</p>	<p>参加者の報告手段として、インターネットを活用することにより参加者増に繋がると考えられるので、関係課と協議し実施できるよう検討したい。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・結果や状況を可視化すること。 (広報の仕方を工夫する) ・方法などしっかりとしたもの確立する。 (1人1回、競技、報告先など) ・地区単位で取り組むのも良い方法では。 ・学校でも朝活動の中に取り組んでもらう。 	<p>内容周知や結果周知について、見直しを行い工夫したい。</p> <p>また、学校での取り組みは、各学校がやりやすい方法で実施している。今後、チャレンジデーその日だけに実施するのではなく、健康維持・増進のためにも年2回の実施をお願いし、意識を高めていけるよう努めたい。</p>
		<p>先日、健康寿命が世界188カ国中、日本が男女とも1位との記事を読んだ。指宿市もここ数年健幸のまちづくりに重点を置いているようで、大変結構なことだと思います。チャレンジデーの参戦もいち早く取り組み、地域の活性化と地元への愛着心の向上につながることを期待します。まだ残念ながら、市民に浸透していないように思います。個人よりも団体での参加がしやすいので、自治会・公民館・各種団体に積極的に呼びかけをしましょう。当日の体育館や競技場の無料開放は良いと思います。対戦相手との情報交換があると良いが、自治体との連携はどうなのでしょう。</p> <p>今後も、チャレンジデー大賞、参加率アップ賞、又金メダルを目指してがんばりましょう。</p>	<p>様々な方法により周知を行っていると思っているが、まだまだ市民に浸透していないことを真摯に受け止め、一人でも多く浸透し参加していただけるよう、更に関係団体等に対し積極的に呼び掛けていきたい。</p> <p>また、対戦相手との情報交換に関しては、本年度は首長同士による電話でのエール交換を行い士気を高めた。来年度は、マスコミ等を通じて市民にその様子を伝えられるように努力したい。自治体連携に関しては、相手自治体についての情報を市民に紹介することで、チャレンジデーを通してできる自治体間交流を深めていきたい。</p>
		<p>私の住む集落では、毎年、子ども会、婦人会に声がかかり、いつも同じ参加者です。人数があまり増えないのと、毎年、ラジオ体操だけです。もっと多くの人に参加してもらう工夫が必要と考えます。チャレンジデーに向けて皆で取り組める運動のアイデアを市報等で広報したり、参加者の中から抽選でプレゼントがもらえたりなど、できる範囲内で楽しみがあれば参加率も上がるのではないのでしょうか。</p>	<p>昨年、老若男女が気軽に運動できるラジオ体操(鹿兒島弁バージョン)を作製し、各地区に配布した。それぞれの地区では、このラジオ体操を活用して運動をしていると思う。各地区が何の運動をするかは自由であるが、いくつかの例を提供し、選択できるのもひとつの方法だと思っているので、誰でも気軽に出来る運動メニューを考え提供できないか検討したい。</p>

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

平成 27 年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
平井孝俊	指宿市立指宿商業高等学校長
児玉秀義	校長会代表
上川路澄江	社会教育委員の会代表
伊地知千寿子	市地域女性団体連絡協議会代表
前田 薫	市 P T A 連合会代表（開聞小 P T A 副会長）

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。